開始決定日の前日までの延滞金等および開始決定日から１年を経過する日の翌日から認可決定日の前日までの間に生じる延滞金等	579	額未定	8
更生計画認可決定日以降、完納に至るまでの間に生じる延滞金等		額未定	

⑵　権利の変更

ア　【別表８租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち、開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日）までの間に生じる延滞金等は、徴収する権限を有する者の意見を聴き、全額の免除を受ける。

イ　同表記載の債権のうち、開始決定日の前日までの延滞金等および開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

ウ　同表記載の債権のうち、更生計画認可決定日以降、完納に至るまでの間に生じる延滞金等は、徴収する権限を有する者の意見を聴き、全額の免除を受ける。

エ　上記アおよびイは更生計画認可決定日に、ウについては完納時に免除を受ける。ただし、イについて徴収する権限を有する者の同意を更生計画認可決定日以後に得たときは、当該同意を得た日に免除を受ける。

⑶　納付方法

【別表８租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち、同表「納付額」欄記載の債権については、更生計画認可決定日から３か月を経過する日の属する月の末日までに全額を納付する。

２　労働債権

⑴　確定更生債権

内　容	件数	金　額	別表
退職金	50	93,093,300円	9
特別掛金	1	666,154,295円	—

⑵　権利の変更および弁済方法

ア　退職金

【別表９労働債権弁済計画表】記載の退職金債権は、確定債権額のうち、元本等更生債権を更生計画認可決定日から３か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。本更生計画案提出後、更生計画認可決定日の前日までの間に退職した従業員にかかる退職金請求権について、法140条２項の規定に基づく届出がなされ、当該債権が確定したときも同様とする。開始後利息等については、更生計画認可決定日に全額の免除を受ける。

イ　特別掛金

確定給付企業年金規約に基づく特別掛金の拠出義務のうち、優先的更生債権に相当する６億6615万4295円は、同規約の定めに従って全額を弁済する。

第３　一般更生債権

１　確定更生債権

件　数	金　額	別表
917,858 (内訳)	元本等更生債権 1,509,905,802,257円	
915,588	過払債権 1,386,146,984,994円	10の１
1,725	未受領配当金 16,103,724円	10の２
544 （うち社債 12）	一般取引債権等 94,041,529,809円 （社債） 92,129,638,777円	10の３ 10の４
1	子会社債権 29,701,183,730円	
—	開始後利息 額未定	

※一般取引債権等には米ドル建確定債権額を日本円に換算した金額を含む。

２　権利の変更

⑴　権利の変更の原則

下記別表記載の債権のうち、元本等更生債権については、第２回弁済が行われたときは当該弁済時に、弁済額を控除した元本等更生債権の残額について、その全額の免除を受ける。第２回弁済を行わないことにつき裁判所の許可を得た場合は、その旨をホームページまたは日刊新聞に掲載した日に、その全額の免除を受ける。開始後利息等については、更生計画認可決定日に全額の免除を受ける。

【別表10の１一般更生債権弁済計画表（過払債権）】

【別表10の２一般更生債権弁済計画表（未受領配当金）】

【別表10の３一般更生債権弁済計画表（一般取引債権等）】

⑵　子会社債権の権利の変更

【別表10の４一般更生債権弁済計画表（子会社が有する債権）】記載の子会社債権については、更生計画認可決定日に確定債権額全額の免除を受ける。

⑶　国内債の権利の変更

【別表10の３一般更生債権弁済計画表（一般取引債権等）】のうち、国内債にかかる更生債権については、更生計画認可決定日に指名債権に権利変更し、「社債、株式等の振替に関する法律」の規定にかかわらず、同表記載の更生債権者（同表の記載から届出名義の変更があった場合は当該債権者）を権利者として、上記⑴の適用を受ける。

３　弁済方法

⑴　第１回弁済

下記別表記載の債権のうち、同表「第１回弁済額」欄記載の金額（元本等更生債権の3.3％に相当する金額）を、更生計画認可決定日から１年を経過する日の属する月の末日までに弁済する。

【別表10の１一般更生債権弁済計画表（過払債権）】

【別表10の２一般更生債権弁済計画表（未受領配当金）】

【別表10の３一般更生債権弁済計画表（一般取引債権等）】

⑵　第２回弁済

上記別表記載の債権については、すべての更生債権等の額が確定するとともに、資産の売却、債権の回収その他更生会社が保有する全資産の換価・回収が完了した後、その時点での現預金から共益債権等を控除した残額につき、第２回弁済を実施する。ただし、更生会社が保有する全資産の換価・回収が未了の段階であっても、資産の換価・回収の状況に応じて、裁判所の許可を得て中間弁済をすることができる。

第２回弁済は、上記別表記載の債権の元本等更生債権の額に、第２回弁済の弁済率を掛けた金額を、すべての更生債権等の額が確定した日または更生会社の全資産の換価・回収が終了した日のいずれか遅い日から１年を経過する日の属する月の末日までに弁済する。

⑶　第２回弁済の弁済率

第２回弁済の弁済率は、下記のとおり、更生会社が保有する現預金から、未払の共益債権および清算手続に必要と見込まれる費用等を控除して算出する。

（第２回弁済率の計算式）

$$\frac{a-b-c-d-e}{f}$$

ａ　更生会社が保有する全資産の換価・回収が完了した時点の現金・預金

ｂ　未払共益債権

ｃ　更生会社の清算手続に必要と見込まれる一切の費用

ｄ　第２回弁済に要する費用

ｅ　第１回弁済の弁済未了の合計額

ｆ　弁済対象となる元本等更生債権の合計額